

# 平成31年度（2019年度）

## 越谷市魅力発信プロモーション事業費補助金応募要項

### 1. 目的

越谷市では、越谷市のイメージや認知度の向上、さらには郷土愛（シビックプライド）の醸成を図ることを目的に、“越谷の魅力”や“越谷らしさ”を地域外に発信する取組を支援します。

### 2. 補助対象者

市内に事務所又は事業所を有する団体  
※年度内の申請は、1申請者1回まで。

### 3. 補助対象事業

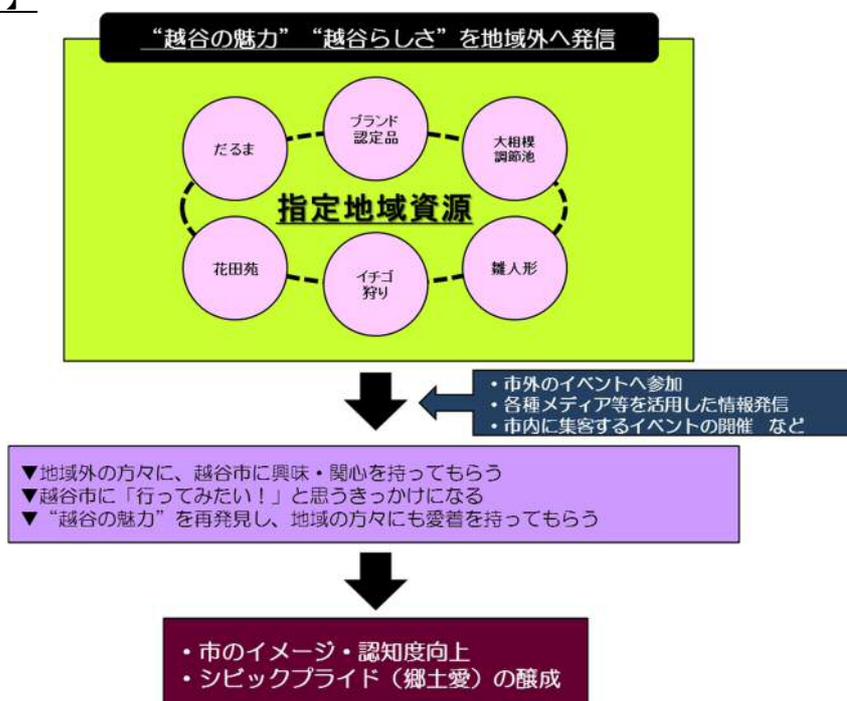
以下（次頁）の地域資源を活用し、市のPRや集客につながる事業。

※一覧に掲載されていない資源を活用する場合は、事前に地域資源の登録が必要となりますので、ご相談ください。

#### 【事業例】

- (1) 市外で開催される物産展や各種イベントに出展し、指定地域資源を活用したPRを実施する。
- (2) 市内において、市外からの誘客を主とした物産展や各種イベントを開催し、指定地域資源を活用したPRを実施する。
- (3) 指定地域資源を活用し、各種メディア（Web、冊子等）を通じて、市外に向けてPRを実施する。

#### 【取組のイメージ】



※以下の事業は対象外とします。

- ・当該年度に完了しない事業
- ・市から財政的支援を受けている事業
- ・公序良俗に反する事業

【指定地域資源一覧】

(1) 農産物

【農産物】
越谷ねぎ、くわい、山東菜、太郎兵衛もち、いちご、越谷メロン

(2) 加工品又は工業の生産技術

【加工品】
越谷ひな人形、越谷だるま、越谷桐箱、越谷手焼きせんべい、越谷甲冑、こしがやブランド認定品、こしがや愛されグルメ

(3) 文化財、自然の風景地その他の地域の観光資源

【名所・旧跡・文化財】
蔵のある街並み（木下半助商店等）
【文化施設・公園】
日本庭園「花田苑」、日本文化伝承の館「こしがや能楽堂」（こしがや薪能）、大相模調節池
【催事・イベント・農業体験】
越谷花火大会、南越谷阿波踊り、イチゴ狩り（越谷いちごタウン等）、こしがや田んぼアート
【風景】
越谷梅林公園梅まつり、北越谷元荒川堤桜まつり
【その他】
イオンレイクタウン

#### 4. 補助内容

補助対象経費の2分の1以内、上限20万円（ただし、予算の範囲内で交付）

※1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額とします。

##### 【補助対象経費】

補助対象経費は、補助事業の実施に必要な経費のうち、以下に掲げる経費を対象とします（ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は除きます）。なお、支払ったことを明確に証明できる書類（領収書等）の提出が必要となります。

対象費目	対象経費	主なもの
報償費	謝礼	講師・専門家等への謝礼・出演料など（対象事業者の構成員に対するものを除く）
旅費	交通費、宿泊費	事業実施に要する交通費、宿泊費など
需用費	消耗品費、印刷製本費	事業実施に要する消耗品購入費（1件2万円以内）、チラシ・ポスター等の印刷製本費など
役務費	通信費、保険料	事業実施に要する通信運搬費、保険料、広告料、撮影費など
使用料及び賃借料	使用料、借上料	事業実施に要する会場使用料、機材等の使用料・借上料など
その他の経費	人件費、委託料	事業実施に係るスタッフの賃金（構成員に対する人件費は除く）、会場設営等の委託料、デザイン等の委託料

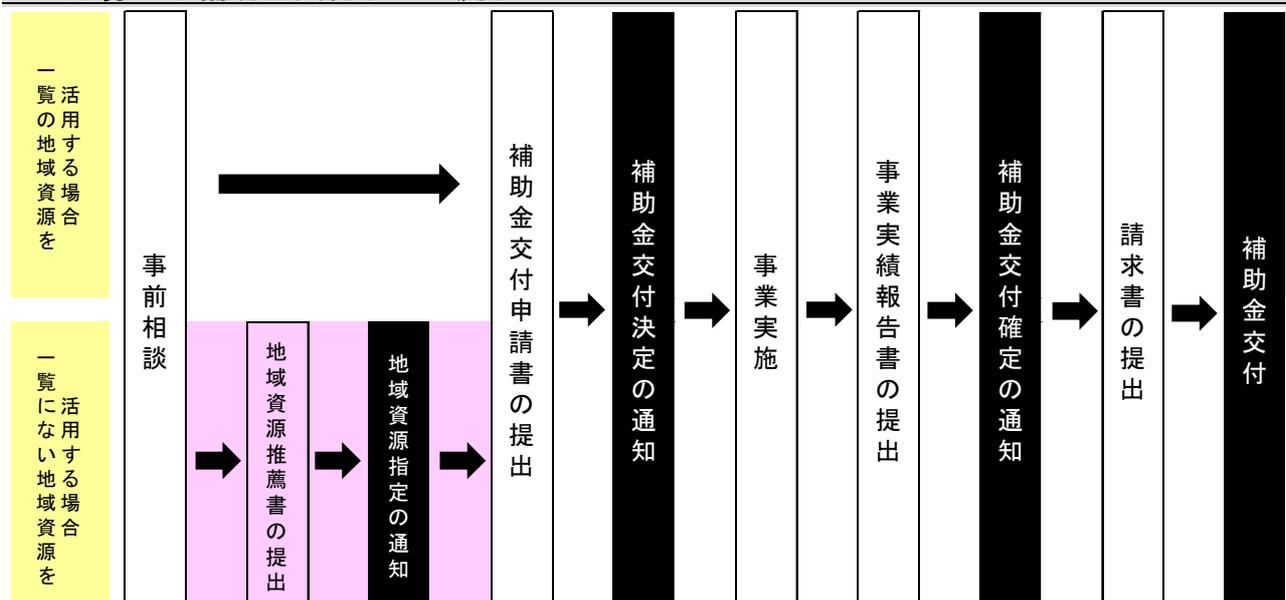
##### ※補助対象とならない経費

- ①補助対象者の企業・団体の維持経費、構成員等の人件費や謝礼など経常的経費
- ②財産の取得に係る経費、1件2万円以上の備品購入費
- ③構成員等の会議や交流会等での飲食費
- ④その他、補助することが適当でないと認められる経費

#### 5. 事業期間

補助金の交付決定日～令和2年（2020年）3月31日

#### 6. 応募から補助金交付までの流れ



## ■事前相談

事前相談を実施していますので、申請書の提出前に、観光課までお問合せください。

## ■応募書類の提出

申請書に必要事項を記入し、下記の提出書類を添付のうえ観光課まで提出してください。  
(郵送可)

【募集期間】 平成31年(2019年)4月9日(火)  
～令和2年(2020年)2月7日(金)

**※予算がなくなりしだい終了**

【提出書類】 (1) 越谷市魅力発信プロモーション事業費補助金交付申請書(第1号様式の4)  
(2) 事業計画書  
(3) 収支予算書  
(4) 申請者概要書  
(5) その他市長が必要と認める書類

※申請書等は、観光課で配布するほか、市公式ホームページからダウンロードできます。

## ■補助金の交付決定と事業の開始

申請書等の内容を審査した後、補助金交付(不交付)決定の通知をします。同通知日以降から事業を開始してください。

※事業完了後、事業の実施が確認できる成果品や写真等を提出していただきますので、確実に記録・保管してください。

## ■実績報告書の提出

事業完了後10日以内又は令和2年(2020年)3月31日までのいずれか早い日までに、以下の書類を観光課まで提出してください。

【提出書類】 (1) 越谷市魅力発信プロモーション事業費補助金実績報告書(第7号様式)  
(2) 事業実施報告書  
(3) 収支決算書  
(4) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し  
(5) 補助事業の実施が確認できる記録物  
(6) その他市長が必要と認める書類

## ■補助金額の確定と請求書の提出

実績報告書等の内容を審査した後、補助金交付確定の通知をします。補助対象者は、確定通知書の受理後、速やかに補助金交付請求書を提出してください。

※補助金額の確定は、事業の実施と支払いが確認された経費(領収書等で確認)の金額をもとに算出しますので、補助金交付決定額より減額となる場合があります。

## 7. その他

- ①提出していただいた応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- ②交付決定後、やむを得ず事業内容に変更等が生じる場合は、補助金変更等承認申請書の提出が必要となりますので、速やかにご連絡ください。ただし、内容によっては、認められない場合がありますので、応募にあたっては十分にご検討ください。

## 8. お問い合わせ・応募先

越谷市環境経済部 観光課

住所：〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1（第三庁舎4階）

電話：048-967-1325（直通）

FAX：048-963-9175

E-mail：[kanko@city.koshigaya.lg.jp](mailto:kanko@city.koshigaya.lg.jp)



越谷特別市民  
「ガーヤちゃん」